

伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画改定(案)について

伊丹市総務部危機管理室

1 計画概要

●概要

伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画は、感染症危機が発生した際に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるように、国、県、医療機関、民間企業、市民などが連携・協力し、対策段階に応じて行動できるよう定めた計画

●法的根拠

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づく市町村行動計画
- 都道府県は政府行動計画に基づき、市町村は都道府県行動計画に基づき作成

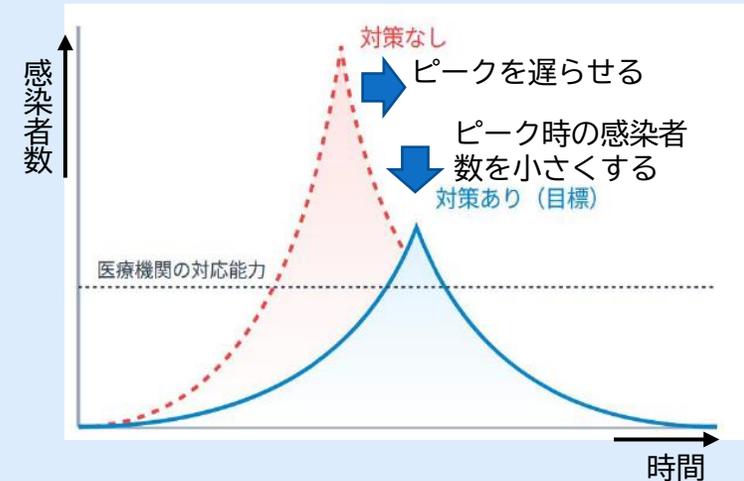
政府行動計画

都道府県行動計画

市町村行動計画

●計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が、最小となるようする。



2 計画改定の理由

●政府行動計画の抜本的改定

令和6年7月に、新型コロナ感染症対策の経験を踏まえ、特措法や感染症法の改正が行われたことで、政府行動計画が約10年ぶりに初の抜本的改定

●兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

令和7年3月に、法改正や政府行動計画の抜本的改定を踏まえ、兵庫県行動計画が改定

●伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

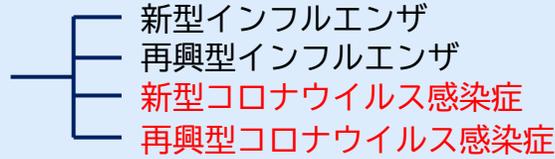
政府行動計画、兵庫県行動計画の改定を受け、整合性を図りつつ、新型コロナ感染症の対応で得られた経験を踏まえ、伊丹市行動計画を改定

3 計画改定のポイント

(1) 対象疾患の拡大

新型インフルエンザ等

● 新型インフルエンザ等感染症



※赤字は拡充された疾患

● 指定感染症 当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

● 新感染症 全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定

(2) 主な改定の内容

項目	旧計画	新計画
発生段階 ↓ 対策段階	【発生段階】 ①未発生期 ②海外発生期 ③県内発生早期 ④県内感染期 ⑤小康期	【対策段階】 ①準備期(発生前の段階) ②初動期(政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまでの間) ③対応期(4区分) ・封じ込めを念頭に対応する時期 ・病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療等により対応力が高まる時期 ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
平時の準備	未発生期の対応として記載	対策段階を3期(準備期、初動期、対応期)とし、 準備期の取組を充実
対策項目	5項目 ①実施体制 ②情報収集・提供 ③予防・まん延防止 ④予防接種 ⑤生活及び地域経済の安定の確保	7項目 (※赤字項目が新規) ①実施体制 ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ ワクチン ⑤ 保健 ⑥ 物資 ⑦市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

4 計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

- 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等
 - ・感染症危機を取り巻く状況
 - ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
- 第4章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
- 第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

国の役割

- ・新型インフルエンザ等対策の迅速な実施、支援
- ・ワクチンその他、医薬品の調査や研究の推進
- ・定期的な訓練
- ・基本的対処方針の決定

県の役割

- ・医療提供体制の確保(病床確保等)
- ・発熱外来、自宅療養者への医療の提供
- ・検査体制の構築、宿泊療養等の対応

市の役割

- ・住民に対するワクチン接種
- ・住民の生活支援
- ・新型インフルエンザ等発生時の要配慮者支援

- 第6章 新型インフルエンザ等の対策項目
- 第7章 伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- 第1章 実施体制
- 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション【新規追加】
- 第3章 まん延防止
- 第4章 ワクチン【新規追加】
- 第5章 保健【新規追加】
- 第6章 物資【新規追加】
- 第7章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

5 各対策項目ごとの主な取組

① 実施体制

- 実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から、国、県、他市町、指定(地方)公共機関及び医療機関等との**情報共有**や実践的な**訓練**の実施等の取組を進め、体制整備、連携体制を強化する。
- 有事には**情報収集**を行い、対策本部等において**対応方針を決定**する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ➢市行動計画等の作成・体制整備 ➢実践的な訓練の実施 ➢国や県等との連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ➢市連絡会議、市警戒本部、市対策本部の設置 ➢迅速な対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ➢柔軟かつ機動的な対策の切り替えを検討 ➢職員の派遣・応援への対応 ➢必要な財政上の措置

●対策本部等の設置基準

発生地域 \ 段階	発生の疑いが把握されたとき	発生が確認されたとき	緊急事態宣言の区域に指定されたとき
海外	市連絡会議 (必要に応じて)	市連絡会議 (必要に応じて)	市対策本部 (特措法第34条第1項による設置)
国内		市警戒本部 (必要に応じて)	
県内		市対策本部	
市内			

●対策本部等の組織構成

	伊丹市新型インフルエンザ等対策連絡会議	伊丹市新型インフルエンザ等対策警戒本部	伊丹市新型インフルエンザ等対策本部
人員体制	<p>議長：危機管理室長 副議長：健康福祉部保健医療推進室長 会議員：各部及び会計室の庶務担当課長又は主幹、 教育委員会事務局各部庶務担当課長、 各企業の庶務担当課長、 市議会事務局の庶務担当課長</p>	<p>本部長：市長付参事（危機管理担当） 副本部長：健康福祉部長 本部員：市長付参事（経営戦略担当）、各部長、 会計管理者、 教育委員会事務局教育総務部長、 各企業事業管理者、消防局長、 市議会事務局長</p>	<p>本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部員：理事、各市長付参事、各部長、 会計管理者、教育次長、 教育委員会事務局教育総務部長、 各企業事業管理者、消防局長、 市議会事務局長</p>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で発生の疑いが把握されたとき（必要に応じて） ・海外で発生が確認されたとき（必要に応じて） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で発生が確認されたとき（必要に応じて） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で発生が確認されたとき ・緊急事態宣言がなされ、区域に指定されたとき（この場合において、本部長には特措法第36条に規定する権限が認められる。）
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内での情報共有や対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議の協議事項に関する具体的検討 ・庁内での情報共有や対策の準備 ・関係機関等との情報共有や対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有に関すること ・対策計画の策定に関すること ・予防とまん延防止対策 ・関係機関との連絡調整 ・その他必要とする事項 【以下、特措法第36条にかかる業務】 ・市域に係る緊急事態措置を実施するための、関係機関との総合調整に関すること ・その他同法第36条に規定する本部長の権限に係る事項

5 各対策項目ごとの主な取組

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション【新規追加】

- 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民等が適切に判断・行動できるようにする。

準備期	初動期・対応期
<ul style="list-style-type: none"> ➢感染症対策に関する啓発 ➢感染症に関するリテラシー向上のための取組 ➢偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ➢感染症の特性や発生状況、有効な感染防止対策等について、科学的知見等に基づく正確な情報を市民等へ提供・共有 ➢偏見・差別や偽・誤情報への啓発、対応 ➢市民向けコールセンター等による双方向のリスクコミュニケーションを実施

③ まん延防止

- 確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を最小化する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ➢想定される対策等の周知広報、基本的な感染対策の普及・啓発 ➢感染を広げないための有事の対応等についての理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢市内でのまん延防止対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ➢緊急事態措置の的確かつ迅速な実施

④ ワクチン【新規追加】

- 科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、市民の理解を促進する。
- 県、医療機関、関係団体等と連携し、接種の具体的な実施方法の検討等の準備を進め、有事に円滑に接種を実施できる体制を構築する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ➢医療関係者と連携した接種体制構築に向けた準備 ➢ワクチンに関する基本的な情報の提供による市民等への理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢国の方針に基づいた速やかな接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ➢柔軟な接種体制の整備とワクチンの迅速な接種 ➢予防接種に係る情報提供

⑤ **保健【新規追加】**

- 効果的な感染対策を実施するため、県が実施する健康観察・生活支援等への協力を行う。
- 市民の理解の増進を図るために必要な県等と連携した感染情報の情報提供・共有体制を構築する。

準備期	対応期
> 県等と連携した速やかな感染症情報の情報提供・共有体制の構築	> 県が実施する健康観察・生活支援への協力 > 感染時に取るべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、県が行う情報提供・共有への連携した対応

⑥ **物資【新規追加】**

- 平時から、感染症対策物資等の備蓄の推進等を実施する。

準備期
> 感染症対策物資等の備蓄と、定期的な備蓄状況の確認

⑦ **市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保**

- 有事には、準備期での対応を基に、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を最小化するため、必要に応じた支援を行う。

準備期	初動期	対応期
> 食料品や生活必需品等の備蓄 > 支援の実施に係る仕組みの整備 > 教育活動継続のためのオンライン教育等の環境整備 > 火葬体制の構築	> 一時的に遺体を安置できる施設等の確保に向けた準備	> 心身への影響に関する施策 > 生活支援を要する者への支援 > 教育等の継続に関する支援 > 生活関連物資等の価格の安定等 > 埋火葬に関する対応

6 各対策段階における主な対策実施項目

対策項目	時期		対応期			
	準備期	初動期	封じ込めを念頭に 対応する時期	病原体の性状等に応じて対 応する時期	ワクチンや治療薬等により 対応力が高まる時期	特措法によらない 対策に移行する時期
①実施体制	発生前の段階	政府対策本部が設置されて 基本的対処方針が定められ、 実行されるまでの間				
	<ul style="list-style-type: none"> ➢実践的な訓練と国や県等との連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢市連絡会議・市警戒本部の設置 ➢市対策本部の設置 		<ul style="list-style-type: none"> ➢職員の派遣・応援への対応 ➢柔軟かつ機動的な対策の切り替えを検討 			
②情報提供・共有 リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ➢感染症対策に関する啓発 <ul style="list-style-type: none"> ➢感染症の特性や発生状況、有効な感染防止対策等について、科学的知見等に基づく正確な情報を市民等へ提供・共有 ➢偏見・差別や偽・誤情報への啓発、対応 					
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ➢想定される対策等の周知広報、基本的な感染対策の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ➢市内でのまん延防止対策の準備 ➢緊急事態措置の的確かつ迅速な実施 					
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ➢医療関係者と連携した接種体制構築に向けた準備 <ul style="list-style-type: none"> ➢国の方針に基づいた速やかな接種体制の構築 ➢柔軟な接種体制の整備とワクチンの迅速な接種 					
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> ➢県等と連携した速やかな感染症情報提供・共有体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ➢県が実施する健康観察・生活支援への協力 ➢感染時に取るべき対策等について、県が行う情報提供・共有への連携した対応 					
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> ➢感染症対策物資等の備蓄と定期的な備蓄状況の確認 					
⑦市民生活 ・市民経済	<ul style="list-style-type: none"> ➢食料品や生活必需品等の備蓄 ➢支援の実施に係る仕組みの整備 ➢火葬体制の構築 ➢遺体を安置できる施設等の確保に向けた準備 ➢生活支援や教育等の継続に関する支援 ➢埋火葬に関する対応 					